

## 日本顎変形症学会 認定医 Q&A

p.2 : 矯正歯科・口腔外科共通

p.3 : 口腔外科

p.4-5 : 矯正歯科

## ■矯正歯科・口腔外科共通

**Q1：（発表について）認定医申請資格で細則第2章第4条1）に「学術大会で筆頭者として発表を行わなければならない（発表時期は規定しない）」とありますが、認定医申請から5年以上前の発表でも可能ですか？**

A1：学術大会で筆頭者としての発表に関しては発表時期の規定はありません。制限を設けてごいませんので可能です。

**Q2：（発表について）細則第2章 第4条 1）に、「また、学術大会で筆頭者として発表をおこなわなければならない。」とありますが、これは、必須条件でしょうか（学術大会で筆頭者としての発表は必須でしょうか）？あるいは選択肢の一つでしょうか？必須の場合、学術大会とは【別表2】の指定関連学会のことでしょうか？**

A2：学術大会で筆頭者として発表は必須になります。また、当学会主催の総会・学術大会に限ります。

**Q3：（学会・教育研修会参加について）細則 第2章 第4条1）に「学会参加・発表：最近5年間で本学会が主催する総会・学術大会に3回以上、本学会が主催する教育研修会に1回以上参加しなければならない。」とありますが、「最近5年間」というのは、2023年の申請の場合には、前年度の2022年度から2018年度の5年間の単位を認めるということでしょうか？年度で区切るのか、申請日や申請前のタイミングで区切るのかが知りたいです。**

A3：2018年発効の本制度から5年間の周知期間を経ての第一回認定医制度申請が2023年から始まるものですので、単位として認められるのは2018年からになります。「年」と考えて頂き2018年から業績として頂いて結構ですが、「年度」とした場合、学会の会計年度になってきますので、厳密には2018年は含まれません。2018年の総会・学術集会以後の業績でお考え下さい。

**Q4：（内規について）顎変形症学会認定医制度についてお伺いします。規則の文中にある、「認定医制度委員会内規」を拝見するにはどのようにしたらよろしいのでしょうか。**

A4：文書として明記、公表することがはばかれる秘密事項ではなくて、理事会・総会を経ないと決議、公表できない細則よりも随時柔軟に対応すべき案件で、委員会において協議の結果、委員会内の決まり事として規定するものですので公表することは現段階では予定しておりません。5年程度の認定医試験が問題なく行われた上で、規則・細則が充足したことを確認の上、将来的には明文化する可能性があります。

## ■口腔外科

### Q1：（学会参加について）

# 1 直近の5年以内に3回以上の総会への参加とのことですが、何年のものから有効になりますのでしょうか？

# 2 認定する研修内容と研修単位ですが、こちらの有効期限はございますでしょうか。

A1：# 1 「最近5年間」ですので、申請開始予定の2023年から遡って5年間（2018年から）ということです。

# 2 新規申請時には研修実績は過去の経験を問うものですので、原則として期限はありません。

### Q2：（施行前資格取得について）

顎変形症学会雑誌（第30号3号）に顎変形症学会の認定医、指導医の制度規則、制度細則が掲載されていましたが、2023年度以降の申請から適応ということですが、規則施行前に認定医、指導医を取得する方法については、別に定めると記載されています。まず、更新申請がある以上、2023年度より前に申請が可能になりますか？

A2：2018年に規則・細則が総会で認められ、周知期間・研修期間として5年間を置き、2023年に最初の認定医申請受付、試験という予定になっております。発効時、すなわち2023年に限り適応される附記として「本制度発効時に限り、指導医は10年以上の会員歴、直近の5年間で研修単位120単位以上、診療実績60例以上を満たす者は認定医との同時申請を認める」という一文を入れております。従いまして2023年以前に申請をして頂くことはできません。またご懸念の原因と思われる「別に定める」申請の手引き（公開予定）と委員会内規（原則非公開）とで詳細が構成されております。公開分は試験の行われる前年までに整備してHP上にアップする予定ですので、少々お待ちいただきたいと存じます。「認定医あるいは指導医の資格を取得しようとする者に対する資格取得の方法等については」→「本規則施行前に」「別に定める」、という意味で、認定医制度委員会の覚え書き事項として、現在の認定医制度への補足があれば2023年までに検討します、ということです。いずれにしても2023年以前に認定医・指導医ともに資格審査は行われません。更新申請は早くて2028年となります。

## ■矯正歯科

### Q1：（申請について）

1. 申請期間はいつからなのでしょう？
2. 申請書などの取得方法および提出先
3. 試験日程
4. 指定学術雑誌に掲載された顎変形症に関する論文について、顔面形態に関する三次元的評価に関する研究論文が、認定医申請論文として業績として認められるか？

A1：1～3は事務局から回答

1. 2023年開始予定です。
2. 学会ホームページからダウンロードいただき、日本顎変形症学会事務局「認定医制度委員会」宛に提出いただく予定です。
3. 未定です。
4. 論文として認められるのは認定医制度細則に定める指定学術雑誌に掲載されたもの、それ以外は認定審査会の審査により認められたものになります。ただし現在も細則について討議中です。詳しくは顎変形症学会雑誌第30巻3号に掲載の認定医制度規則・細則をご確認下さい。

### Q2：（論文について）筆頭論文発表は必須ですか？必須の場合、日本顎変形症学会雑誌以外の別表2、別表Ⅲの雑誌への投稿でもよいのですか？

A2：認定医の申請に際して単位を満たしていれば要件を満たすので、筆頭であるかどうかに関わらず、論文業績は単位として認められることが必須の条件ではございません。

### Q3：（関連学会への参加単位について）最近5年の関連学会の参加のポイントは、何点になりますか？認定医制度(矯正歯科)細則 第2章 第4条(2)には「研修単位：本学会が主催する総会または指定する関連学会（別表2）への参加・発表および論文発表により別表1に定める研修単位として、最近5年間で120単位以上の研修実績を修めなければならない。」と書かれているのですが、別表1を見たときにその関連学会の参加単位数が記されておりませんでした。ご教示いただけますでしょうか。

A3：細則の第4条には「2）研修単位：本学会が主催する総会または指定する関連学会（別表2）への参加・発表および論文発表により別表1に定める研修単位として、最近5年間で120単位以上の研修実績」と記載されておりますが、その前の項目で「1）学会参加・発表：最近5年間で本学会が主催する総会・学術大会に3回以上、本学会が主催する教育研修会に1回以上参加しなければならない。また、学術大会で筆頭者として発表を行わなければならない」と規定されております。実際には関連学会への参加による単位はありません。ただし、申請時に本学会および教育研修会への参加で単位が120単位に満たな

い場合は、別表 1 に記載されておりますように認定制度委員会にて協議させて頂き、単位として認めさせて頂く場合があります。